

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第3138号及び第3139号について

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長 ^{まつむら}松村 ^{まさお}雅生）は、本日、次の2件の答申を行い、横浜市長が行った非開示決定はそれぞれ妥当であると判断しています。

1 答申の件名

(1) 「令和2年度、令和3年度 第11期横浜市情報公開・個人情報保護審査会の委員を採用した後、市が交付する採用通知書、解職、報酬、費用弁償、公務災害補償、職員証、その他身分の取扱いに関する文書。」の非開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3138号】

(2) 「令和2年度、令和3年度 委嘱者が提出する住民票、住居届、通勤届、旧姓利用者の場合の横浜市職員の氏の使用に関する取扱要綱（平成18年4月1日）の届出書、兼務届、認定基準にかかる本人の事情等の提出書類を含む。」の非開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3139号】

2 諮問までの経過等

答申番号	請求日	決定通知日	審査請求日	諮問日	請求者	実施機関
3138	令和4年3月18日	令和4年4月1日	令和4年4月7日	令和4年5月6日	個人	市長
3139	令和4年3月18日	令和4年4月1日	令和4年4月7日	令和4年5月6日	個人	市長

3 対象行政文書、原処分の決定内容、審査会の結論

答申番号	対象行政文書	原処分の決定内容・主な理由(概要)	審査会の結論
3138	「令和2年度、令和3年度 第11期横浜市情報公開・個人情報保護審査会の委員を採用した後、市が交付する採用通知書、解職、報酬、費用弁償、公務災害補償、職員証、その他身分の取扱いに関する文書。」（以下「本件審査請求文書」という。）	<p>非開示</p> <p>不存在</p> <p>（本市から横浜市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の委員に対し、当該開示請求に係る文書は交付していないことから、作成しておらず、保有していないため。）</p>	原処分妥当

答申 番号	対象行政文書	原処分の決定内容・主な理由(概要)	審査会 の結論
3139	「令和2年度、令和3年度 委嘱者が提出する住民票、住居届、通勤届、旧姓利用者の場合の横浜市職員の氏の使用に関する取扱要綱（平成18年4月1日）の届出書、兼務届、認定基準にかかる本人の事情等の提出書類を含む。」（以下「本件審査請求文書」という。）	非開示 不存在 （本市から横浜市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の委員に対し、当該開示請求に係る文書の提出は求めていることから、作成しておらず、保有していないため。）	原処分妥当

4 審査会の判断の要旨

答申 番号	判断の要旨
3138	<p>《答申に当たっての適用条例について》</p> <p>横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号。以下「一部改正条例」という。）が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。一部改正条例による改正前のもの（以下「旧条例」という。））に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧情報公開条例の規定に基づき審議することとする。</p> <p>《審査会の委員について》</p> <p>審査会は、開示決定等に対する審査請求についての諮問に応じて調査審議等する市長の附属機関である。その委員の任期は2年であり、身分は地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職の地方公務員である。</p> <p>《本件審査請求文書について》</p> <p>本件審査請求文書は、令和2年度及び令和3年度に本件委員を採用した後、横浜市が交付する採用通知書、解嘱に関する文書、報酬、費用弁償及び公務災害補償に関する文書、職員証並びにその他身分の取扱いに関する文書である。</p> <p>《本件審査請求文書の不存在》</p> <p>ア 本件審査請求文書の不存在について、実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。</p> <p>(ア) 採用通知書</p> <p>審査会の第11期の委員（以下「本件委員」という。）に対しては、就任に当たり委嘱状を交付しており、採用通知書を交付する必要性がなく、作成しておらず、保有していない。</p> <p>本件委員就任に当たり、勤務時間等の条件は、当時、審査会の委員就任依頼の際に説明していたため、委嘱後、勤務条件を記載した採用通知に相当する文書も作成しておらず、保有していない。</p> <p>(イ) 解嘱に関する文書</p> <p>審査会の委員の解嘱については想定していないため、解嘱の「事由」や「条件」を定めた文書は作成しておらず、保有していない。</p> <p>本件委員で解嘱した委員はおらず、委嘱に当たり、あらかじめ解嘱についての取扱い等を文書で交付することもしていないため、解嘱に関する文書は作成しておらず、保有していない。</p> <p>(ウ) 報酬、費用弁償及び公務災害補償に関する文書</p>

答申 番号	判断の要旨
	<p>報酬等の勤務条件は、審査会の委員就任依頼の際に口頭で説明していたため、報酬に関する文書は作成しておらず、保有していない。</p> <p>また、審査会の委員に対して費用弁償は行っていない（旅費は不支給）ことから、本件委員の委嘱後に費用弁償に関する文書を作成・交付しておらず、これを保有していない。</p> <p>公務災害補償については、本件委員の委嘱後に公務災害補償に関する文書を作成・交付していないことから、これを保有していない。</p> <p>(エ) 職員証</p> <p>横浜市職員服務規程（平成21年3月横浜市達第3号）第4条では、「職員は、職務の執行に当たっては、職員き章及び名札を着用し、職員証を所持しなければならない。」と規定されているが、同規程第1条では、地方公務員法第4条第1項の職員、すなわち一般職の地方公務員を対象としているため、特別職の地方公務員（地方公務員法第3条第3項）である審査会の委員には適用がない。</p> <p>審査請求人は、弁明書に対する反論書において「現に着用しているものもある」と主張するが、仮にそうだとした場合、特別職の地方公務員である審査会の委員に職員証を発行すべき根拠はなく、職員証に関する文書は作成しておらず、保有していない。</p> <p>(オ) その他身分の取扱いに関する文書</p> <p>本件委員委嘱後に、審査請求人が開示請求書で例示した文書以外の身分の取扱いに関する文書について、審査会の委員に対して交付していないため、作成しておらず、保有していない。</p> <p>イ このような実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。</p> <p>《審査請求人の労働関係法令に関する主張及びその他の主張について》</p> <p>審査請求人は、対象文書が不存在であれば、労働基準法（昭和22年法律第49号）又は短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号。以下「雇用管理改善法」という。）に抵触する旨を主張するが、労働基準法上の労働者とは、業務遂行上使用者の指揮監督を受け、勤務時間についても拘束を受ける者を指すと解されているところ、審査会の委員はこれに該当せず、また、雇用管理改善法は地方公務員には適用されないため（同法第29条）、この主張は採用できない。</p> <p>また、審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。</p>
3139	<p>《答申に当たっての適用条例について》</p> <p>※答申第3138号と同旨のため省略します。</p> <p>《審査会の委員について》</p> <p>※答申第3138号と同旨のため省略します。</p> <p>《本件審査請求文書について》</p> <p>本件審査請求文書は、令和2年度及び令和3年度に委嘱者が提出する住民票、住居届、通勤届、旧姓利用者の場合の横浜市職員の氏の使用に関する取扱要綱（平成17年7月19日総人第10007号。以下「要綱」という。）の届出書、兼務届及び認定基準に係る本人の事情等の提出書類を含む文書である。</p> <p>なお、審査請求人の開示請求書には、「委嘱者が提出する」と記載されているが、本件審査請求文書は被委嘱者である審査会の委員が提出したものを指すと解されるため、この理解を前提に判断する。</p> <p>《本件審査請求文書の不存在》</p> <p>ア 本件審査請求文書の不存在について、実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。</p> <p>(ア) 住民票、住居届及び通勤届</p> <p>審査会の委員の要件として住所は要求されておらず、交通費も支給していない。</p>

答申 番号	判断の要旨
	<p>また、通勤届を提出しなければならない職員は一般職の地方公務員なので、特別職の地方公務員である審査会の委員は、通勤届の提出の義務はない。</p> <p>したがって、審査会の委員の住所、住居の所在及び通勤経路を把握する必要はなく、住民票、住居届及び通勤届に関する文書の提出を求める必要もないので、取得しておらず、保有していない。</p> <p>(イ) 旧姓利用者の届出書</p> <p>要綱は、戸籍上の氏以外の氏を日頃職場で使用する場合の手続について定めたもので（要綱第1条）、一般職の地方公務員を対象にしたものであるから、特別職の地方公務員である審査会の委員には適用がない。</p> <p>そのため、特別職の地方公務員である審査会の委員に対しては、旧姓使用しているか否かにかかわらず、旧姓利用の届出書の提出を求める必要はない。</p> <p>したがって、旧姓利用者の届出書に関する文書は取得しておらず、保有していない。</p> <p>(ロ) 兼務届</p> <p>横浜市職員服務規程（平成21年3月横浜市達第3号）第14条は兼職の規定であるが、同規程は、一般職の地方公務員（地方公務員法第4条第1項）の服務について定めたものであり（同規程第1条）、特別職の地方公務員である審査会の委員には適用されず、兼務届の提出を求める必要はない。</p> <p>したがって、兼務していたとしても、審査会の委員に対して兼務届の提出を求めている。</p> <p>そのため、兼務届に関する文書は取得しておらず、保有していない。</p> <p>(ハ) 認定基準に係る本人の事情等の提出書類</p> <p>審査請求人がいう「認定基準」が何を認定するものであるか明らかではないが、審査請求人の開示請求書の記載から「認定基準」の対象を推測すると、審査会の委員の住所、住居の所在、通勤経路、旧姓利用者の場合の本人の事情及び兼務届に係る内容が考えられるが、上記のとおり審査会の委員に、そもそも住民票、住居届、通勤届、旧姓利用者の届出書及び兼務届を提出させていない。</p> <p>また、仮に「認定基準」の対象を審査会の委員の資格であると解したとしても、そもそも審査会の委員の認定基準というものはなく、審査会の委員に対して、認定基準に係る本人の事情等の提出書類の提出を求める必要がない。</p> <p>したがって、認定基準に係る本人の事情等の提出書類に関する文書は取得しておらず、保有していない。</p> <p>イ このような実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。</p> <p>《審査請求人の労働関係法令に関する主張及びその他の主張について》</p> <p>審査請求人は、本件審査請求文書に関する実施機関の取扱いにつき、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）と関連付けた主張をするが、そもそも同法はいわゆる非現業の官公署の事業には適用されないため、この主張は採用できない。</p> <p>また、審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。</p>

※ 答申全文については、次のURLをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaishinsakai/shinsakai/toshinR6.html>

5 条例（抜粋）

横浜市の保有する情報の公開に関する条例（横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号）による改正前のもの）

(開示請求に対する決定等)

第10条 (第1項省略)

- 2 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき(第5条第3項又は前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。以下同じ。)は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

横浜市の有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例(令和4年12月横浜市条例第41号)

附 則

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の横浜市の有する情報の公開に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の行政文書の開示請求について適用し、施行日前の行政文書の開示請求については、なお従前の例による。

お問合せ先		
市民局市民情報課長	平賀 匡生	Tel 045-671-3881